

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	令和2年度 第5回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開 催 日 時	令和3年1月26日(火)13:30~15:15		
開 催 場 所	川西市 アステ市民プラザ アステホール		
出 席 者	委 員	大塚 保信、橋本 潤、北村 俊雄、細見 幸己、岩井 健 大矢根 秀明、有田 洋子、吉川 泰光、高田 憲二、成徳 明伸 片岡 大雅、毛利 洋子、白石 美智子	
	そ の 他		
	事 務 局	福祉部 山元部長 山本副部長 介護保険課 福丸課長 松永課長補佐 山本主査 實熊主事 中央地域包括支援センター 貞松所長	
傍聴の可否	可	傍 聴 者 数	1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 第8期介護保険事業計画期間における介護保険料について(諮問) 3. その他 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第5回川西市介護保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日司会を務めます福祉部介護保険課課長補佐の松永でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、委員の皆さま方には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>まず始めに、新型コロナウイルス感染症対策として、お席に除菌シートを置かせていただいておりますので、ご自由にご利用ください。</p> <p>また、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、会議録の確認については会長に一任させていただきますようお願いいたします。</p> <p>ではここで、新たに就任いただいている委員をご紹介します。田中委員に代わり、川西市介護保険サービス協会会長の成徳様に委員にご就任いただいております。成徳委員、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会員	<p>皆様はじめまして。成徳と申します。</p> <p>数年前に、介護保険運営協議会の委員をさせていただいた経験が一応ございますので、介護保険事業者の立場として、またご意見させていただければなと思っております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>成徳委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからは大塚会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは委員の出席について、確認させていただきます。</p> <p>委員16名の内、本日ご出席をいただいておりますのは、13名で報告を受けております。</p> <p>よって、川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の協議会は成立しております。</p> <p>皆様の活発な意見交換を期待しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>傍聴の方はおられますか。</p>
事務局	<p>はい、現在1名の方が傍聴に来られております。</p>
会長	<p>次に、事務局より、配付資料の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p>

事前にお送りしております資料は、資料1としまして、「第8期介護保険事業計画期間における介護保険料等の考え方および算定方法について」、次に資料2としまして、「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)(第5章抜粋)」の2点でございます。

また当日配布の資料としまして、「令和2年度第5回川西市介護保険運営協議会次第」、委員の交代がございましたので名簿、そして資料3としまして、事前送付資料に基づくご意見を募ってありました「意見提出書による回答」の3点をお配りしております。

なお、もうひとつ資料1を机上に置かせていただいております。こちらにつきまして、7ページの人口推計のグラフがあるのですけれども、そちらのグラフの下に凡例がついておりませんでしたので、修正したものを改めて配付いたしております。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

不足している資料等がございましたら、お持ちいたしますので、お申し出ください。

会長

皆様、資料はお揃いでしょうか。

それでは、次第の2「協議事項」に入ります。

本日の協議事項は、「第8期介護保険事業計画期間における介護保険料について(諮問)」でございます。

まず、市から、諮問をお受けしたいと思えます。

事務局

皆様、こんにちは。福祉部長の山元でございます。

平素は、本市の介護保険事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法では、「市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、介護保険料を徴収しなければならない。」とされており、その額は、「介護保険事業計画に定める介護保険サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等に照らし、おおむね3年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」とされているところでございます。

本日は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期介護保険事業計画」の期間における、第1号被保険者にご負担いただく介護保険料を定めるにあたり、本協議会に諮問し、専門的な見地からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、本来であれば、市長から直接諮問させていただくべきところですが、他の公務があり出席することができませんので、僭越ですが、私から諮問書を伝達させていただきます。

諮問第1号

令和3年1月26日

川西市介護保険運営協議会 会長 大塚保信様

川西市長 越田謙治郎

川西市介護保険料額の改定について(諮問)

介護保険事業は、高齢者が、介護が必要となった場合にも、地域で安心して生活できるような環境を整備するために、必要な介護サービスを総合的に提供し、社会全体で介護体制を支える制度です。

現在、本市の高齢化率は、国・県を上回って推移していますが、比較的元気な高齢者が多く、給付が低く抑えられてきたため、保険料は県内でも低い水準で推移してきました。今後は、要支援・要介護認定者の大幅な増加が予想されるため、持続可能な介護保険制度の確保が重要な課題となります。

つきましては、介護保険法第129条第3項により、令和5年度末までの収支均衡を図るため、令和3年度から令和5年度までの川西市介護保険料について、次のとおり定めたいので、諮問します。

諮問事項

1. 保険料額について

年額の保険料額を「56,280円」を「62,400円」に改める。

2. 改定時期について

令和3年4月1日から改定する。

会長

ただいま諮問をお受けしました。事務局に諮問書の写しを配付させます。

諮問書の写しは、お手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問の内容につきまして、事務局より説明をお受けしたいと思います。

事務局

それでは、お手元の資料に基づき、ご説明させていただきます。

第8期介護保険事業計画期間における介護保険料についてご説明いたします。

まず、ご説明に当たりまして、介護保険の財源がどのように構成されているかをご説明し、次に、第8期介護保険事業計画での保険料等の考え方をご説明させていただき、最後に保険料関係を記述する第8期介護保険事業計画の第5章についてご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料1「第8期介護保険事業計画期間における介護保険料等の考え方および算定方法について」の1ページをお開き願います。

介護保険制度の財源構成でございます。

介護保険給付費の負担割合ですが、介護保険サービスの費用は、要支援・要介護の認定を受けたサービス利用者が、所得に応じ介護保険サービス費用の1割から3割を負担し、残りを介護保険が負担する仕組みとなっております。

介護保険の保険給付の財源内訳といたしましては、図にありますとおり、被保険者の保険料負担が過大にならないように約50%の公費が投入されております。具体的には、居宅給付費につきましては国25%、県12.5%、市12.5%の割合で負担し、施設等給付費につきましては国20%、県17.5%、市12.5%の割合で負担することとなっております。

残り50%は、第8期介護保険事業計画期間においては、65歳以上の第1号被保険者が保険給付費の23%を負担し、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が27%を負担することとなっております。

資料2ページ目をお開き願います。

地域支援事業でございます。

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合でございます。

図にありますとおり、被保険者の保険料負担が過大にならないよう50%の公費が投入されております。具体的には、国25%、県12.5%、市が12.5%の割合で負担することとなっております。

残り50%は、第8期介護保険事業計画期間においては、65歳以上の第1号被保険者が23%を負担し、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が27%を負担することとなっております。

次に、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の負担割合でございます。

図にありますとおり、第1号被保険者の保険料負担が過大にならないよう77%の公費が投入されており、国38.5%、県19.25%、市19.25%の割合で負担することとなっております。

残りの23%について65歳以上の第1号被保険者にご負担いただくということとなっております。

資料3ページ・4ページをお開き願います。

こちらの資料は、現在の第7期介護保険事業計画期間における要支援1及び要支援2の利用者の平成30年度から令和2年度までの介護予防給付費の状況でございます。

介護予防給付費の内訳は、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防支援に分かれ、それぞれ項目ごとに計画値、実績値、達成率を記載しております。

4ページになりますが、表の一番下の予防給付費の合計をご覧ください。

平成30年度では、実績値が3億264万2,739円で、計画値との比較では達成率110.3%となっております。令和元年度では、実績値3億3,466万5,326円で、計画値との比較では達成率114.2%となっております。令和2年度の実績見込みが3億2,667万5,557円で、計画値との比較では達成率108.0%の見込みとなっております。令和2年度の実績見込み額が、令和元年度実績額を下回っておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に軽度の方が利用を控えておられることが要因の一つと考えております。

計画値と実績値で乖離が大きな主なものとしましては、4ページの地域密着型サービスの介護予防小規模多機能型居宅介護の実績が計画値を大きく下回っており、これは当初の計画の時期どおり施設整備に至らなかったことによるものと考えられます。

次に、5ページ・6ページをお開き願います。

こちらは要介護1から要介護5までの利用者の平成30年度から令和2年度までの介護給付費の状況でございます。

介護給付費の内訳は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、居宅介護支援に分類し、それぞれサービスの種類ごとに計画値、実績値、達成率を記載しております。

6ページの一番下の介護給付費の合計をご覧ください。

平成30年度では、実績値101億4,110万9,476円で、計画値との比較では達成率99.4%となっております。令和元年度では、実績値106億4,783万4,943円で、計画値との比較では達成率99.4%となっております。令和2年度では、実績値の見込みが111億9,321万792円で、計画値との比較では達成率100.2%の見込みとなっております。

計画値と実績値で乖離が大きな主なものとしましては、6ページの地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が計画値を大きく下回っており

ます。これは、施設整備を行う事業者の公募を行ったものの、不調に終わり施設整備に至らなかったためです。

また同じく、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護が計画値を大きく下回っておりますが、これは、サービス提供事業者が休止等により半減していること、認知症の方の受け入れは、通常の通所介護でも一定可能であることなどによるものです。

次に、6ページの施設サービスの介護療養型医療施設ですが、こちらも計画値を大きく下回っております。これは、令和5年度末に当該サービスが廃止される予定であり、介護医療院への転換や医療療養型病床等への転院等が進んでいることによるものです。

次に、7ページをお開き願います。

7ページ及び8ページで将来の人口推計などを行っております。7ページでは人口の推計、被保険者数の推計を、8ページでは要支援・要介護認定者数の推計を行っております。

このうち、要支援・要介護認定者数の推計につきましては、本市では介護予防への取り組みとして、きんたくん健幸体操(転倒予防・いきいき百歳体操編)やいきいき元気倶楽部の普及啓発を進めてまいりましたが、その成果等に鑑み、第8期介護保険事業計画期間中の認定者数の見込みにおきまして、介護予防の効果として3か年平均で約2.6%を盛り込んでおります。

次に、9ページをお開き願います。

第8期介護保険事業計画期間の介護サービス給付費等の見込みといたしまして、介護予防給付費の令和3年度から5年度までの推計をサービスごとに算出いたしております。保険給付費の推計は、厚生労働省が構築した地域包括ケア見える化システムを活用して、過去の給付実績をベースに推計する仕組みとなっており、これに第8期計画期間の施設整備による給付費の増などを加味して推計しております。

9ページ表の一番下の予防給付費の合計をご覧ください。

令和3年度では、3億7,812万1,000円と推計しており、令和2年度の実績見込み額との比較では115.7%となっております。

令和4年度では、3億9,230万3,000円で、令和3年度の推計値との比較では103.8%となっております。

令和5年度では、4億369万円で、令和4年度の推計値との比較では102.9%の見込みとなっております。

次に、10ページをお開き願います。

介護給付費の推計でございます。

介護給付費の令和3年度から5年度までの推計をサービスごとに算出いたしております。

表の下の方の介護給付費の合計をご覧ください。

令和3年度では、115億6,474万4,000円と推計しており、令和2年度の実績見込み額との比較では103.3%となっております。

令和4年度では、120億3,190万4,000円で、令和3年度の推計値との比較では104.8%となっております。

令和5年度では、124億1,078万7,000円で、令和4年度の推計値との比較では103.1%の見込みとなっております。

なお、それぞれ給付費の表の右側に令和7年度の見込み数値を記載しております。2025年の推計値となっておりますので合わせてご参照ください。

次に、11ページをお開き願います。

保険料段階についてお示しております。

第8期計画期間については、保険料段階、対象者の要件、負担割合については、第7期計画から変更はございません。

なお、表の第1段階から第3段階までにつきましては、軽減実施後としてカッコ書きで負担割合を記載していますが、これは、消費税率改定に係る低所得者への保険料軽減を第8期計画期間においても実施する見込みであることから記載しております。

次に、12ページをお開き願います。

介護保険料の推計方法についてお示しております。

まず、「(1)介護保険給付費の見込み方」ですが、具体的な推計値は先ほどご説明いたしましたが、これはその推計方法と考え方をまとめたものでございます。

項目a「第1号・第2号被保険者数の推計」につきましては、平成28年から令和2年までの住民基本台帳の人口に基づき、コーホート変化率法を用いて、令和22年(2040年)まで推計いたしております。

次に、項目b「要支援・要介護認定者数の推計」につきましては、項目aの第1号・第2号被保険者数の推計をもとに、過去の実績から、年齢別、男女別、要介護度別の認定率の伸びなどの傾向を踏まえ推計いたしております。

次に、項目c「施設・居住系サービス利用者数の推計」につきましては、平成30年度から令和2年度までの実績の傾向等を踏まえ、今後の施設整備の予定数等を含めて、特別養護老人ホームなどの介護保険施設サービスや地域密着型施設サービスのうち、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)、特定施設入居者生活介護の利用者数を推計いたしております。

次に、項目d「在宅サービス等の利用者数の推計」につきましては、平成30年度から令和2年度までの実績の傾向を踏まえ、要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いて各在宅サービス利用率を乗じ、利用者数を推計いたしております。

次に、項目e「在宅サービス等の利用量の推計」につきましては、平成30年度から令和2年度までの実績の傾向を踏まえ、要介護度別の1人1カ月当たりの利用回数や利用日数を設定し、先ほどご説明いたしましたdの在宅サービス等の利用者数に乘じ、推計いたしております。

次に、項目f「給付額の推計」につきましては、先ほどの項目cの施設・居住系サービス利用者数、項目eの在宅サービス等の利用者数に、平成30年度から令和2年度までの実績から見込みました各サービスの1人1カ月当たりの給付費を乗じました後、年間利用額を算出し、その後、介護報酬の改定率などの影響を反映し、総給付費を算出いたしました。なお、介護報酬の改定率につきましては、第8期計画期間で平均プ

ラス0.67%を見込んでおります。

次に、13ページをお開き願います。

「(2)保険料の算出方法」として、第8期計画期間における介護保険料の算定方法をお示しております。

まず、令和3年度から5年度の3か年の保険給付費などからなる標準給付費と地域支援事業費の合計見込み額を算出します。

この見込額に、先ほどご説明しました第1号被保険者の負担割合である23%を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を算出し、さらに国からの調整交付金、介護保険給付費準備基金からの取崩額を差し引きまして、過去3か年の平均収納率から算出した第8期計画期間の予定収納率99.33%で割り戻した額を保険料収納必要額とし、負担割合によって補正した被保険者数である所得段階別加入割合補正後被保険者数で案分しまして、保険料基準額を算出いたします。

次の14ページに実際に推計した数値に基づいた第8期計画期間における介護保険料の算出について記載しておりますので、順を追ってご説明いたします。

14ページをご覧ください。

まず、サービス種別等の「④総給付費」と題する部分でございます。これは、先ほどご説明しました介護予防給付と介護給付の合計となっております。

「令和3年度の①居宅サービス」は、64億3,266万9,000円と見込んでおり、令和2年度決算見込み額と比較いたしまして4.6%の増となっております。その主な要因といたしましては、利用者の自然増によるものでございます。

次に、「令和3年度の②地域密着型サービス」は、15億5,332万9,000円と見込んでおり、令和2年度決算見込みと比較いたしますと6.9%の増となっております。その主な要因といたしましては、利用者の自然増に加え、令和元年度末に開設されました看護小規模多機能型居宅介護による給付金の増を見込んでおります。

次に、「令和3年度の③施設サービス」は、39億5,686万7,000円と見込んでおり、令和2年度決算見込みと比較いたしますと1.0%の増となっております。

以上により、「令和3年度の④総給付費」は、119億4,286万5,000円となり、令和2年度決算見込みと比較いたしますと3.7%の増を見込んでおります。

次に、令和4年度ですが、「①居宅サービス」は67億4,552万8,000円と見込んでおり、令和3年度の計画値と比較いたしますと4.9%の増を見込んでおります。その主な要因といたしましては、利用者の自然増によるものでございます。

次に、「②地域密着型サービス」は16億9,745万1,000円と見込んでおり、令和3年度の計画値と比較いたしますと9.3%の増を見込んでおります。その主な要因といたしましては、令和4年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び地域密着型介護老人福祉施設の開設を見込んでいることによるものでございます。

次に、「③施設サービス」は39億8,122万8,000円と見込んでおり、令和3年度の計画値と比較いたしますと0.6%の増を見込んでおります。その主な要因といたしましては、令和4年度に介護医療院が10床

増設される見込みであることによるものでございます。

以上により、「④総給付費」は、124億2,420万7,000円となり、令和3年度の計画値と比較いたしますと4.0%の増を見込んでおります。

次に、令和5年度ですが、「①居宅サービス」は70億971万2,000円と見込んでおり、令和4年度の計画値と比較いたしますと3.9%の増となっております。その主な要因といたしましては、利用者の自然増と令和5年度に特定施設入居者生活介護の開設を見込んでいることによるものでございます。

次に、「②地域密着型サービス」は18億2,353万7,000円を見込んでおり、令和4年度の計画値と比較いたしますと7.4%の増となっております。その主な要因といたしましては、令和4年度に開設見込みの地域密着型介護老人福祉施設と令和5年度に開設見込みの看護小規模多機能型居宅介護の影響によるものでございます。

次に、「③施設サービス」は39億8,122万8,000円を見込んでおり、令和4年度の計画値と比較いたしますと増減はございません。

以上により、「④総給付費」は128億1,447万7,000円となり、令和4年度の計画値と比較いたしますと3.1%の増を見込んでおります。

これらにより、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画期間中の居宅サービスは201億8,790万2,000円、地域密着型サービスは50億7,431万7,000円、施設サービスは119億1,932万3,000円、総給付費は、合計で371億8,154万9,000円と見込んでおります。

次に、「⑤特定入所者介護等サービス費」は、介護保険施設へ入所もしくは短期入所系サービスを利用する場合の食費、居住費の負担額が高額にならないよう、低所得者に対し負担限度額を設定し利用者負担の軽減を行う制度で、令和3年度から5年度まで計画期間中の合計額として10億6,455万6,122円を見込んでおります。なお、特定入所者介護等サービス費につきましては、制度改正により、対象者要件の見直しや食費に係る補足給付額の引き下げが行われることによる影響額を2億6,201万1,281円と見込んでおり、影響額を反映した見込額は8億254万4,841円となります。

次に、「⑥高額介護サービス費」ですが、一月当たりの利用者負担額が高額になりました場合、利用者負担上限額を設定し、利用者負担額との差額を支給する制度で、令和3年度から5年度までの計画期間合計額といたしまして13億3,138万9,921円を見込んでおります。なお、高額介護サービス費は、制度改正により、市民税課税世帯が対象となる利用者負担第4段階について、医療保険の高額療養費制度と同等の基準を適用し、細分化することによる影響額を5,973万512円と見込んでおり、影響額を反映した見込額は12億7,165万9,409円となります。

次に、「⑦高額医療合算介護サービス費」は、年間の介護保険及び医療保険両方の自己負担額を合算し、年間の負担限度額を超えた場合、申請により超えた部分を案分し、介護保険からは高額医療合算介護サービス費として後から支給される制度で、令和3年度から5年度までの3年間の合計を1億9,860万6,047円と見込んでおります。

次に、「⑧審査支払手数料」ですが、介護給付費等請求書の審査支払い業務を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することに伴う手数料で、令和3年度から5年度までの合計を3,720万7,092円と見込

んでおります。

以上、「④総給付費」から「⑧審査支払手数料」までの合計が標準給付費となり、「⑨」の欄に記載しておりますとおり、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画期間中の合計を394億9,156万6,389円と見込んでおります。

次に、地域支援事業費の推計でございます。

地域支援事業費の推計につきましては、地域包括ケア見える化システムによる画一的な推計ではなく、過去の実績、第8期計画期間に新たにに取り組む事業などを加味して推計しております。

「⑩介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、平成29年度から実施しており、令和3年度から5年度までの合計は21億8,457万円を見込んでおります。

次に、「⑪包括的支援事業・任意事業」につきましては、令和3年度は、3億3,281万4,000円と見込んでおり、令和2年度決算見込み額と比較いたしまして35.8%の増となっております。その主な要因といたしましては、地域包括ケアシステムの一層の推進に向けて、委託先の地域包括支援センターの体制強化を図る予定としていることによるもので、令和3年度から5年度までの合計を10億150万円と見込んでおります。

次に、「⑫包括的支援事業(社会保障充実分)」につきましては、令和3年度は、7,172万4,000円と見込んでおり、令和2年度決算見込み額と比較いたしまして28.0%の増となっております。その主な要因といたしましては、生活支援体制整備事業の一層の推進に向けた体制強化を図ることを予定としていることによるもので、令和3年度から5年度までの合計を2億2,021万4,000円と見込んでおります。

以上により、地域支援事業費の令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画期間中の合計を34億628万4,000円と見込んでおります。

なお、地域支援事業費の見込み額につきましては、現時点での予算要求額に基づき算出しており、今後の予算編成過程において増減することがありますが、予算査定による増減につきましては、この後ご説明する介護保険給付費準備基金の取り崩しにより調整することとし、介護保険料には影響が及ばないようにいたします。

次に、「A. 小計」の欄ですが、標準給付費と地域支援事業費の令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画期間中の合計として、428億9,785万389円と算出いたしました。

この見込み額に、先ほどご説明しましたように第1号被保険者の負担分である23%を乗じ、さらに、市町村間の財政力の格差を調整するために国から交付される調整交付金について、標準額である給付費等の5%相当額と、本市の後期高齢者比率や所得水準を踏まえ、実際に交付されると見込まれる額とを加減したものが保険料算定の基礎となる額で、「⑬」の欄に記載しております96億8,564万6,409円と見込んでおります。

この見込み額に、「B. 準備基金取崩額」の欄に記載している、市の介護保険給付費準備基金の取崩額3億7,600万円を差し引きまして、「⑭予定保険料収納率」99.33%で割り戻し、「⑮補正後第1号被保険者数」15万198人で案分しましたものが、「D. 年額保険料額」の6万2,400円でございます。

これを月額にいたしますと「E. 第1号保険料基準額(月額)」の欄の5,200円となります。

第7期の介護保険料基準額は、月額で4,690円ですので、これと比較いたしますと、月額で510円、年額で6,120円の増となります。

なお、参考といたしまして、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度(2025年)の見込み額を一番右端の欄に記載いたしておりますので、ご参照ください。保険料基準額で申し上げますと、令和7年度には、6,007円になる見込みでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

第7期と第8期を比較いたしました介護保険料段階比較表でございます。

先ほどご説明しましたとおり、保険料段階、段階毎の対象者要件、負担割合につきましては、第7期から変更はありません。

基準額の5,200円は「第5段階」に相当いたします。

前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超える本人が市民税非課税で世帯に市民税課税の人がいる方がこの「第5段階」になります。負担割合を1.0として、月額で5,200円、年額で62,400円をご負担いただくこととなります。

その他の段階につきましては、この額に負担割合を乗じて負担いただく保険料額を算出しております。一番負担の低い「第1段階」の方ですと、消費税に係る軽減実施後の負担割合0.3を乗じますと月額で1,560円、年額で18,720円。一番高い「第13段階」の方ですと、5,200円に負担割合2.1を掛けまして、月額で10,920円、年額で131,040円のご負担となります。

資料の16ページをお開き願います。

第8期介護保険事業計画期間中の基盤整備の内容をまとめております。第8期整備分のサービスにつきましては、既存施設の立地の状況や市内の医療ニーズなどを踏まえまして、令和3年度以降、順次公募を開始していきたいと考えております。

サービス開始時期などは資料にまとめているとおりでございます。

具体的には、令和4年度に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を29人分、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1箇所、介護医療院10床分、令和5年度には特定施設入居者生活介護50人分、看護小規模多機能型居宅介護を29人分整備してまいりたいと考えております。

資料17ページをお開き願います。

平成24年度から令和2年度までの介護保険給付費準備基金の状況をお示しております。

令和2年度末の基金残高見込みは9億2,728万2,067円となっており、第8期計画期間の取崩額を算定するにあたり、保険給付費の予期せぬ増加に備えて2億円を留保することとし、また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)を見据え、制度の持続可能性を維持するため、残りの約7億2,000万円の50%相当額である3億7,600万円を取り崩すこととしております。

また、その下の表ですが、各期保険料基準額と保険料段階では、第5期から第7期までの月額と年額の保険料基準額と保険料段階をお示しております。

資料1の説明は以上でございます。

次に、資料2をご覧ください。

こちらの資料は、「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の第5章部分の案でございます。

資料の1ページ目、100ページをお開きください。

この度、介護予防を含む介護サービス給付費等の見込み額を、居住系サービス、地域密着型サービス、施設サービスごとに、保険料の算定にあわせて個別のサービスごとに、その概要などのほか、「施策の方向」として、年間サービス利用回数、利用者数等を推計し、記載いたしております。

次に資料の114ページをお開きください。ここからは介護保険料の算定について記載しておりますが、推計の考え方などは先ほどご説明しましたとおりでございます。

資料2については、簡単ではございますが以上となります。

最後に、事前にご意見、ご質問等をご提出いただくようお願いしておりましたが、ご提出くださりありがとうございました。

資料3として「意見提出書に対する回答」ということで、ご意見の内容と事務局としての回答をまとめさせていただきます。それでは、ご説明させていただきます。

大きく4つの項目で、ご意見、ご質問等をいただいております。

1つ目としましては、「介護報酬について」ということで、内容としましては、「①見込みと影響額が分かれば教えて下さい。」、「②介護職員の処遇改善は進むのでしょうか。」といったご質問を頂戴しております。

回答につきまして、①令和3年度の介護報酬の改定率はプラス0.70%と示されており、このうち、0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年9月までの半年間の改定率として示されていることから、第8期計画期間3か年の影響としてはプラス0.67%を見込んでおります。

なお、本市における影響額としましては、約2億4,700万円となっております。

②令和3年度の介護報酬改定に伴い、事業所の収支は一定改善されると考えられます。また、今後、処遇改善に係る新たな加算等が創設された場合には、市内の介護サービス事業所に対して集団指導などを通じて丁寧に周知を図り、介護職員の処遇改善につながるよう努めてまいります。

次に、2つ目として、「介護施設について」です。

1点目として、「第7期計画と達成状況を教えて下さい。」、2点目として、「2025年(令和7年度)までの整備計画及びさらに長期的な整備計画があれば教えて下さい。」、3点目として「特養の待機者の状況を教えて下さい。」

以上が質問の内容となっております。

1点目と2点目につきましては、2枚目の別紙をご覧ください。

1点目の質問につきましては、「①第7期計画期間中の介護サービス基盤の整備の達成状況について」の表にまとめております。

「居宅系サービス」といたしましては、「特定施設入居者生活介護」を計画では50人分を整備するとしておりましたが、実績値は100人となっております。これは、第6期計画期間中に整備する予定であったものが不調により第7期にずれ込みまして、第7期で計画していた50人分と合わせて100人分を整備したということで、実績値を100人としています。

次に、「地域密着型サービス」では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を30人分としておりましたが、こちらは公募を実施するも不調により未整備であるため、実績値は0人となっております。

次に、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」につきましては、29人の計画値に対して、実績値を29人分と記載させていただいておりますが、この実績値の29人については、第6期計画期間のものとなります。第7期計画では、公募を実施するも不調により未整備となっております。

また、「看護小規模多機能型居宅介護」につきましては、計画値である29人分が整備できております。

最後に「施設サービス」ということで、「介護医療院」につきまして、第7期の計画値としては計上しておりますでしたが、実績値は12人分の整備ができております。

これらによりまして、第7期計画期間中に170人分の施設整備ができたという状態でありまして、これを踏まえまして、「第8期計画期間中の介護サービス基盤の整備について」は、さきほどご説明したとおりでございます。合計で148人分の整備を見込んでいるということでございます。

考え方について、第7期の計画を策定した時点で、団塊の世代が後期高齢者になる2025年時点での必要な施設整備量として、人数に換算すると415人分を見込んでおりました。この415人分を第7期、8期、9期の計画期間中に整備を進めていくという形で取り組んでおります。

第7期計画期間中に170人分の整備が完了しております。第8期計画期間中に148人分を整備する予定としておりますので、これらを除いた97人分を第9期計画期間において整備していこうと考えております。

なお、第9期計画期間中にどのような施設を整備していくかについては、介護需要の将来推計を踏まえ、市立川西病院跡地に地域包括ケアシステムの拠点となる施設を整備することを念頭に置き検討していきます。

1枚目にお戻りください。③についてでございます。

特別養護老人ホームの待機者につきましては、令和元年12月末時点で576人となっており、そのうち、兵庫県の入所コーディネートマニュアルにより入所の必要性が高いと判定された方は104人となっております。なお、令和2年12月末時点の待機者数につきましては、現在調査をしております。

続きまして3つ目、「介護保険料について」のご質問でございます。

2点ご質問をいただいております。「①第8期の介護保険給付費等の総費用約428億円に対応する第7期の総費用の額を教えてください。」、「②第8期で準備基金取崩額3億7,600万円を計上していますが、算定の考え方(根拠)を教えてください。」ということですので。

①第7期計画期間の介護保険給付費等の総費用は、約379億円となる見込みです。

②令和2年度末の基金残高見込みは、約9億2,728万円となっており、第8期計画期間の取崩額を算定するにあたり、保険給付費の予期せぬ増加に備えて2億円を留保することとし、また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(第9期計画期間)を見据え、制度の持続可能性を維持するため、残りの約7億2,000万円の50%相当額の3億7,600万円を取り崩すこととしております。

最後に、4つ目、「訪問リハビリについて」のご質問です。

「法的に使い勝手が良くないため、実数が下がってきているが、予算は拡充していることが疑問です。」というご質問でございます。

訪問リハビリについては、介護予防給付、介護給付ともに令和2年度の実績見込額が前年度を下回っており、新型コロナウイルス感染症による利用自粛等が影響しているものと考えております。

しかしながら、令和2年度までは前年度を上回る給付実績となっており、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響も一定緩和されると見込んでいることに加え、介護予防の推進に必要なサービスであると考えていることから、第8期計画期間においては介護予防給付、介護給付ともに伸びていくと推計しております。

説明は以上でございます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

会長

説明は終わりました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

委員

資料3の「3 介護保険料について」のところで、第8期の総費用428億円、第7期379億円で比較すると12.9%増。介護保険料の基準額4,690円から5,200円と10.9%増となり、費用と比較すると抑えられている形となっていますが、基金の取り崩しによって抑えられているのか。

事務局

資料1の14ページ、下から2行目の「㉑準備基金取崩額の影響額(月額)」を見ると、一切取崩しをしないとした場合、月額5,410円となりますが、3億7600万円を取崩すことによって、月額換算で210円の介護保険料が減額され、負担の緩和をさせていただきたいと考えております。

委員

資料1の1ページ目「1. 介護保険制度の財源構成」のグラフで、国と県の負担の表現について間違いではないけれど、居宅給付費と施設等給付費と内訳が記載されていますが、2ページ目のグラフでは内訳がなく、1つにまとめて表現されようとしているので、少し見にくいのかなと感じるところです。

国が介護保険制度の財源構成ということで書かれるのが大体、国25%、県12.5%、市12.5%という表現で、その内訳として一ただし書きという形で一居宅給付費と施設等給付費と表現していただくか、調整交付金として別書きした方が見やすいのかなと。専門の方が見てもあまり違和感がないかもしれませんが、一般の方も見られるとなると、少し見にくいと思うので、工夫していただけたらと思います。

12ページの「f 給付額の推計」に記載されている「利用者量」の「量」の考え方について、教えていただきたい。

今まで利用されてきた方の量と、今後施設等が増えてきた場合の量の算定の仕方に変化が出てくるのかなと。その量をどのように見込んでいるのかを教えていただきたい。人数は想定しやすいが、量はどのように見込んでいますか。施設が今後計画されていたり、できたとしてもどれぐらい見込まれていたりなど。

事務局

「量」の考え方について項目「e」に計算式を記載させていただいていますが、1か月あたりの利用回数や利用日数を過去の実績から算出し、それに対して、項目「d」で計算した利用者数を掛けて、給付費として算出しています。

今後の傾向については、サービスごとで異なってくるので、今ここでご説明できる資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。考え方としては、過去の実績からサービスの平均的な利用日数、回数等の量を算出し、人数を掛けまして給付費としています。

委員 ということは、過去の実績だけでこれからの施設や新たな予定というのは算定されていないということよろしいですか。

事務局 12ページの項目「c 施設・居住系サービス利用者数の推計」ということで、ここに第8期で整備していく施設の利用者数を見込んだ利用者数としていますので、その上の項目「b 要支援・要介護認定者数の推計」から項目「c」を引いた人たちが、在宅サービスを利用するであろうと推計しております。

 ですので、先ほどのご指摘のあった施設整備の影響を一定見込んだ推計となっております。

委員 人数側で今後の影響を一定見込んでいるため、施設整備の見込みは反映されており、量的なところは過去の実績で算出していると理解しました。

 コロナの影響のところ、こちらの質問の回答には記載されていますが、資料にはあまり記載されていないかなど。こちらにもあったほうが良いかなとは思いますが。

 そのあたり、工夫していただけたらと思います。

委員 介護保険の施設整備に関しまして、介護保険事業者にアンケートが来たと思いますが、整備計画を確定する理由についてお聞きしたい。

 ニーズに合った施設整備がされていないと思うところがあり、本当に求められている介護保険サービスの整備のところ、スポットを当てた選定がされているかを含めた見解を教えてください。

事務局 施設整備の考え方ですが、特別養護老人ホームの入所者数に換算して整備量を表すこととなっており、施設入所が必要な人がどれぐらいいるかを見込んでいます。

 第7期計画策定時点で、令和7年度までに必要な整備量が410名分。先ほどの説明では415名と申し上げましたが、正確に申し上げますと、第7期計画策定時点では410名分の特別養護老人ホームの整備が必要だと見込んでおりました。それを、特別養護老人ホームだけではなく、在宅でできるだけ住み慣れた地域で暮らしていただけるようなサービスの充実を図ることの両面から、ニーズに応じていくということを基本的な考え方としてどのようなサービスを整備していくかを検討していった結果でございます。

 なお、第7期の時点では410名分と見込んでおりましたが、第8期の策定にあたり、同じ方法で2025年までの推計を行ったところ、大きな誤差は生じておりませんでしたので、このまま410人分を維持することとしました。加えて、県でも推計をされており、県からは精神科病院の長期入院からの退院分—長期入院、社会的な入院から地域で生活していただくために—5人分を追加整備量として計上するべきであると示されましたので、415人分の施設整備をしていく計画としているところでございます。

入所に関するニーズについては、小規模特別養護老人ホームと介護医療院でそのニーズに応じていく。在宅サービスについては、今後も医療的なニーズの高い方の介護需要が高まると考えられることから、看護小規模多機能型居宅介護を整備することを掲げているところでございます。

入所のニーズについて、追加的に有料老人ホーム等の多様な暮らしの場ということで50人分はそちらでニーズに対応していくよう考えております。

会長 ただいま皆様から意見を伺ったわけですが、今回の諮問の内容については、皆様やむを得ないのご意見のようです。

それでは、皆様のご意見を踏まえ、本日、答申書を取りまとめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

会長 ご異議なしと認めます。

それでは、皆様のご意見を取りまとめ、答申書(案)を作成いたしますので、しばらくの間、休憩いたします。

再開は、15時10分といたします。

「休憩」

会長 再開いたします。

答申書(案)を作成しましたので、事務局より配付させます。

事務局に答申書(案)を朗読させます。

事務局 それでは、朗読いたします。

令和3年1月26日

川西市長 越田謙治郎様

川西市介護保険運営協議会 会長 大塚保信

川西市介護保険料額等の改定について(答申)

令和3年1月26日付諮問第1号で諮問のあったことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。

今回諮問された内容は、令和3年度から令和5年度末までに予想される標準給付費と地域支援事業費の合計見込額として、428億9,785万389円を算出し、その見込額に第1号被保険者相当分23%を乗じ、調整交付金による影響を加味し、介護保険給付費準備基金取り崩し額を差し引いた額を、予定保険料収納率で除した見込額について、所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数で除した額を、第8期介護保険料基準額とし、年額保険料額を6万2,400円とするものである。この額は、月額にすると、

5,200円となり、第7期介護保険料月額基準額4,690円と比較すると、月額で510円、10.9%の増額となっている。

非常に厳しい社会経済状況の中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう介護保険料の増額を避けたいところではあるが、今後も、要支援・要介護認定者の増加が予想されるため、持続可能な介護保険制度の確保も重要な課題となることから、この保険料額の改定もやむを得ないと考え、諮問のとおり改定する必要があると判断する。

1. 年額保険料額

年額の保険料額は62,400円に改定する。

2. 改定時期について

令和3年4月1日から改定する。

以上

会長

この答申書(案)につきまして、何かご意見等はありませんか。

「なし」との声あり

会長

特にご意見等もないようですので、お手もとの答申書(案)のとおり答申することとして、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

会長

ご異議なしと認めます。

よって、この答申書(案)をもって、諮問に対する答申を行うことといたします。

それでは、ただいまから答申を行いたいと思います。

令和3年1月26日

川西市長 越田謙治郎様

川西市介護保険運営協議会 会長 大塚保信

川西市介護保険料額等の改定について(答申)

令和3年1月26日付諮問第1号で諮問のあったことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。

今回諮問された内容は、令和3年度から令和5年度末までに予想される標準給付費と地域支援事業費の合計見込額として、428億9,785万389円を算出し、その見込額に第1号被保険者相当分23%を乗じ、調整交付金による影響を加味し、介護保険給付費準備基金取り崩し額を差し引いた額を、予定保険料収納率で除した見込額について、所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数で除した額を、第8期介護保険料基準額とし、年額保険料額を6万2,400円とするものである。この額は、月額にすると、5,200円となり、第7期介護保険料月額基準額4,690円と比較すると、月額で510円、10.9%の増額となっている。

非常に厳しい社会経済状況の中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう介護保険料の増額を避けたいところではあるが、今後も、要支援・要介護認定者の増加が予想されるため、持続可能な介護保険制度の確保も重要な課題となることから、この保険料額の改定もやむを得ないと考え、諮問のとおり改定する必要があると判断する。

1. 年額保険料額

年額の保険料額は62,400円に改定する。

2. 改定時期について

令和3年4月1日から改定する。

以上

諮問に対する答申を行いました。

それでは、山元福祉部長からご挨拶があるとのことですので、よろしく申し上げます。

事務局

ただいま大塚会長よりご答申を頂きました。ひと言お礼のご挨拶を申し上げます。

大塚会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、第8期介護保険事業計画期間における介護保険料について慎重にご協議いただき、誠にありがとうございました。

この答申の内容を踏まえ、速やかに介護保険条例の改正案を作成し、2月17日に開会する市議会定例会に上程してまいる所存でございます。

また、答申に盛り込まれました事項を含め、ご協議の中で頂戴したご意見につきましては、執行にあたり十分配慮してまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも本市の介護保険事業の運営につきまして、引き続きご協力賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、答申に対するお礼とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

委員の皆様には大変お忙しい中、慎重にご協議頂きまして、誠にありがとうございました。

本日の協議事項は、以上で終わります。

それでは、次第3「その他」です。

事務局から、連絡事項等がありますか。

事務局

失礼いたします。次回につきましては、議員協議会およびパブリックコメントでいただいたご意見等を計画本冊にどのように反映したかをご説明させていただき、ご協議いただきたいと思いますと考えております。

時期については、3月下旬を予定しており、詳しい日程は改めてお知らせさせていただきます。事務局からは以上でございます。

会長

それでは、以上を持ちまして、令和2年度第5回川西市介護保険運営協議会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。